

大分市立学校における  
働き方改革推進プラン2030  
(案)

大分市教育委員会



# 目 次

## 第1章 本プランの策定に当たって

1 策定の趣旨	1
2 教職員の働き方改革に関する最近の動向	2
3 本プランの位置付け	4
4 計画期間	4
5 計画の策定体制及び進捗管理	5

## 第2章 本市の現状とこれまでの取組について

1 児童生徒及び学校の状況	6
2 教職員の状況	7
3 教職員の時間外在校等時間	8
4 大分市立学校における働き方改革に関するアンケート結果	9
5 校長会代表及び教頭会代表との意見交換	14
6 第二次計画に掲げる具体的な取組と成果	15

## 第3章 本プランにおける基本的な考え方

1 基本理念	22
2 基本方針	22
3 計画の推進に向けた取組	23
4 計画の評価指標と取組内容	24
(基本方針1) 教職員の意識向上	25
(1) 勤務時間の適切な管理による働き方改革の深化	
(2) 教職員研修の見直しと専門性の向上	
(3) 教頭の負担軽減に向けた働き方改革の推進	
(基本方針2) 業務改善の推進	27
(4) 学校徴収金の効率的な徴収・管理	
(5) スクールサポートスタッフ等による業務支援体制の充実	
(6) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進による業務の効率化	
(7) 学校施設の管理運営業務の見直し	
(基本方針3) 地域との協働	29
(8) 学校運営協議会と地域協働による安全・安心な学校づくり	
(9) 部活動改革と地域展開の推進	
(10) 児童生徒・家庭への支援体制の強化	
(11) 保護者や地域等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応	
単語の定義と年号の表記について	31

# 第1章 本プランの策定に当たって

## 1 策定の趣旨

教職員には、時代の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探求心をもちつつ主体的に学び続けること、教育に関する高度な専門的知識や新たな学びを展開できる実践的指導力を身に付けること、教職に対する使命感や責任感、児童生徒に対する教育的愛情、豊かな人間性や社会性などが求められます。

一方で、学校教育を取り巻く環境は大きく変化し続けており、いじめの認知件数や不登校児童生徒数の増加、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援など様々な課題が複雑化・困難化するとともに、保護者や地域からの要望も多く、結果として教職員の負担が増大し、長時間勤務の常態化が全国的な課題となっています。

さらには、大量退職世代の増加、教員採用試験の受験者減少、教員の激務イメージ、産休・育休取得者の増加などによる、いわゆる教員不足が指摘されており、教育の質を維持・向上させる上で喫緊の課題となっていることから、働きやすい職場環境の整備と教職の魅力伝える広報活動等により、教員に優れた人材を確保するために、官民一体となった多角的な取組が求められています。

そこで、本市教育委員会では、「できることは直ちに行う」という考えの下、教職員の長時間勤務の是正を図り、こどもと向き合う時間を確保することで、より効果的な教育活動が可能となるように、業務改善や支援体制の充実など、学校における働き方改革の推進を目指して、2018（平成30）年2月に「大分市立学校における働き方改革推進計画」を策定し、その後、2021（令和3）年2月に「大分市立学校における働き方改革推進計画-第二次-（以下「第二次計画」という。）」を策定しました。

第二次計画では、学校給食費の公会計化や学校徴収金管理システムの導入、学校と保護者間との連絡システムの導入、スクールサポートスタッフの活用などの取組により、「時間外在校等時間が月80時間以上の教職員の割合」は2019（令和元）年度の2.0%から2024（令和6）年度は0.7%に改善し、一定の成果はあるものの第二次計画の目標である0%の達成が厳しい状況です。

この第二次計画の計画期間が2025（令和7）年度までとなっていることから、これまでの取組を継承するとともに、2025（令和7）年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により、教育職員の業務量管理や健康確保措置の制度化が図られ、働き方改革の一層の推進が法的に位置付けられたことから、本市教育委員会としても働き方改革の更なる加速化の実現に向けた新たな計画として、「大分市立学校における働き方改革推進プラン2030（以下プランという。）」を策定します。

## 2 教職員の働き方改革に関する最近の動向

本プランに係る教職員の働き方改革に関する最近の動向は以下のとおりです。

### 2019(平成31)年1月

中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申が取りまとめられました。

#### 【答申の概要】

- 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進
- 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- 学校の組織運営体制の在り方
- 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
- 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
- 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みとフォローアップ 等

### 2019(令和元)年12月

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が一部改正され、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、2019(平成31)年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある指針として位置付けられました。

#### 【ガイドラインの概要】

##### ○勤務時間の考え方

次の①及び②を合わせて在校等時間として、ガイドラインにおける勤務時間とする。

- ①公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令第2号に規定する業務（「以下、「超勤4項目」という。）以外の自主的・自発的な勤務を含め、外形的に把握することができる在校時間。

※所定勤務時間外の自己研磨等については、自己申告に基づき除く。

- ②校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等に従事している時間。

##### ○上限時間の目安

- (1) 1箇月の在校等時間について、超過勤務45時間以内
- (2) 1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合は、(1)は100時間未満、(2)は720時間以内

### 2024(令和6)年8月

中央教育審議会において、「令和の日本型教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」の答申が取りまとめられました。

#### 【答申の概要】

学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、学校教育の質の向上を通じた、全てのこどもたちへのよりよい教育の実現のために、以下を一体的・総合的に推進。

- 学校における働き方改革の更なる加速化
- 学校の指導・運営体制の充実
- 教師の処遇改善

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇改善などが盛り込まれた「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(以下「給特法等一部改正法」という。)」が成立しました。

## 【改正の概要】

### ○学校における働き方改革の一層の推進

教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。)の策定・公表、進捗状況について、総合教育会議への報告の義務化。

公立学校は、業務量管理・健康確保措置実施計画を勘案して、学校運営に関する基本的な方針の中に業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含め、学校運営協議会の承認を得ること。

### ○組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことが可能。

### ○教員の処遇改善

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げ。

### ○1箇月の時間外在校等時間の削減に関する措置の新設(改正法附則第3条関係)

政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校の教育職員について、1箇月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講じる。

- ①教育職員1人当たりの担当する授業時間数を削減すること
- ②教育課程の編成の在り方について検討を行うこと
- ③義務標準法に規定する教職員定数の標準を改正すること
- ④教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
- ⑤不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと
- ⑥部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと
- ⑦その他、教育職員の業務の量の削減のために必要な措置を行うこと

### ○「学校と教師の業務の3分類」の見直し(改正法に対する参議院附帯決議)

国及び地方公共団体は、いわゆる「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組が確実に実施されるよう、必要な財政措置等の条件整備を講ずること。また、国は3分類について、必要な見直しを行い、「教員が担うべきではない業務」を明確に示すこと。

### ○行政による学校問題解決のための支援体制の構築(改正法に対する参議院附帯決議)

保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などに関する教職員の負担感が大きいことを踏まえ、学校だけでは解決が難しい事案について、学校任せではなく、行政が保護者等から直接相談を受けるなど、行政による学校問題解決のための支援体制の構築や、スクールロイヤーの積極的な活用や配置充実に向けた財政措置等の必要な措置を講ずること。

### 3 本プランの位置付け

本プランは、本市の最上位計画である「大分市総合計画」で目指すまちの姿の実現を教育の分野から目指すものとして位置付け、「大分市教育大綱」及び「大分市教育ビジョン2029」の基本理念を反映させるとともに、給特法等第8条第1項に規定された「業務量管理・健康確保措置実施計画」としても位置付けます。

大分市総合計画  
未来へつなぐおおいたビジョン2034

(目指すまちの姿)  
誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA  
教育分野

大分市教育大綱

大分市教育ビジョン2029

(基本理念)  
未来を創る人をはぐくみ、一人ひとりの幸せにつながる教育  
未来を創る人を育み、一人一人の幸せにつながる教育  
※上段が大綱、下段がビジョン

(基本方針)  
子どもたちの学びを支える教育環境の充実

反映  
一体的に策定

大分市立学校における働き方改革推進プラン2030

大分市立学校における  
働き方改革推進計画 - 第三次 -

業務量管理・健康確保措置実施計画

働き方改革を推進することにより、教育の質の維持・向上を図る

教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保する

### 4 計画期間

本プランの計画期間は、**2026(令和8)年度から2030(令和12)年度**までの5年間とします。これは継続性をもって取組を推進・評価を行いながら、「大分市総合計画」、「大分市教育大綱」及び「大分市教育ビジョン2029」との整合性を図り、必要に応じて見直しを図ることを考慮して設定しています。

2025 R7年度	2026 R8年度	2027 R9年度	2028 R10年度	2029 R11年度	2030 R12年度	2031 R13年度	2032 R14年度	2033 R15年度	2034 R16年度
大分市総合計画 基本構想期間 2025(R7)年度～2034(R16)年度									
基本計画(第1次) 2025(R7)年度～2029(R11)年度					基本計画(第2次) 2030(R12)年度～2034(R16)年度				
大分市教育大綱									
2025(R7)年度～2029(R11)年度									
大分市教育ビジョン2029									
2025(R7)年度～2029(R11)年度									
第二次 計画	大分市立学校における働き方改革推進プラン2030								
	2026(R8)年度～2030(R12)年度								

## 5 計画の策定体制及び進捗管理

### (計画策定)

本プランを策定するに当たり、大分市立学校で勤務する全教職員を対象とした「大分市立学校における働き方改革に関するアンケート」を行い、その調査結果から教職員の働き方改革の現状と課題を分析しました。

また、教育委員会内に「大分市立学校における働き方改革推進プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)」を設置し、これまでの取組を整理するとともに、校長会代表や教頭会代表との議論や意見を踏まえて策定しました。

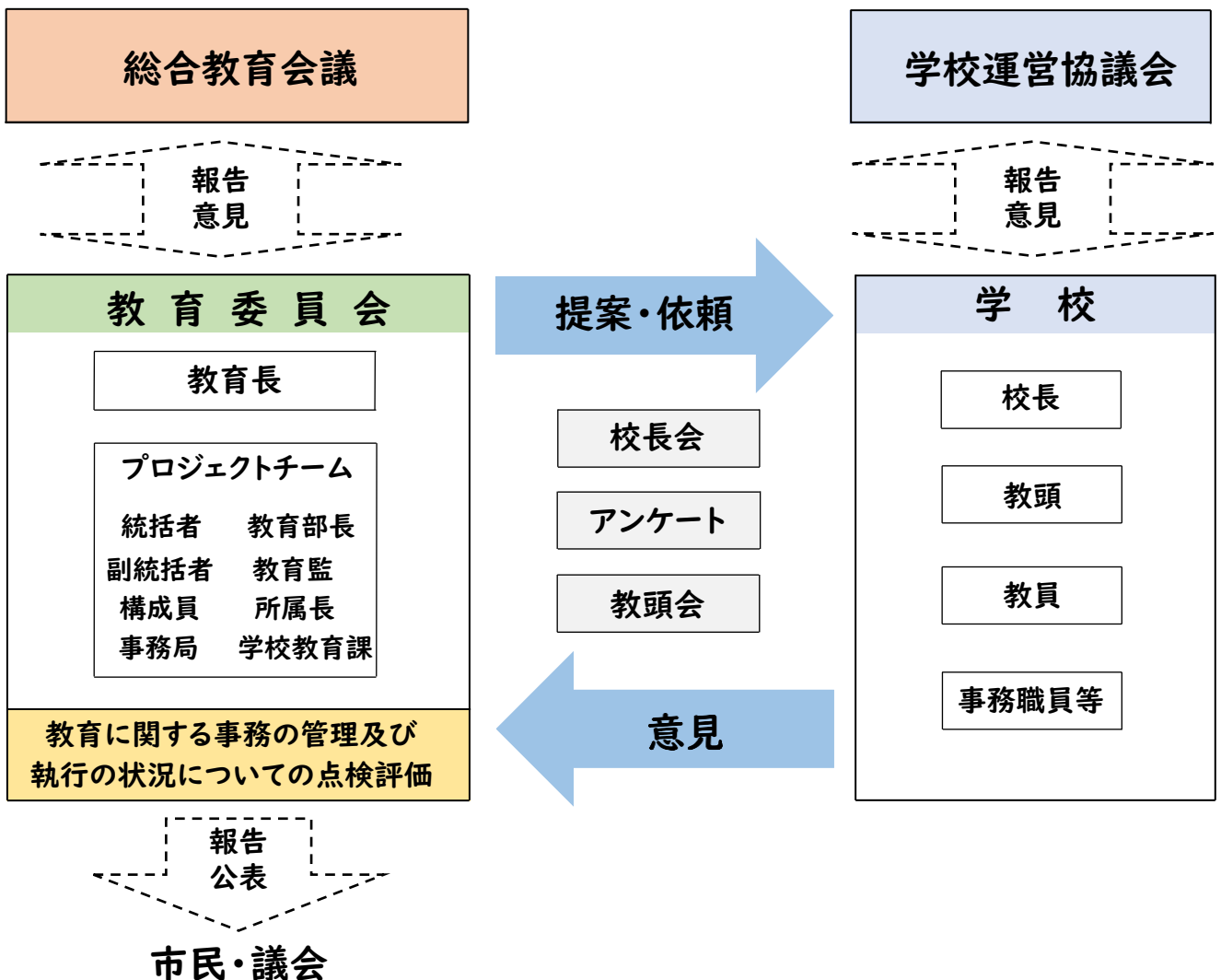
### (進捗管理)

本プランは業務量管理・健康確保措置実施計画を盛り込んでいることから、給特法等一部改正法第8条関係に基づき、総合教育会議での報告が義務付けられています。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、これを議会に提出し公表することが義務付けられています。

そのため、プロジェクトチームをプラン策定後も常設し、上記と合わせた計画の進捗管理を行うことで、効果的な取組を推進していきます。

(イメージ)



## 第2章 本市の現状とこれまでの取組について

### 1 児童生徒及び学校の状況

#### (1) 学校数・学級数・児童生徒数

(令和7年5月1日現在)

区分	学校数	学級数	児童生徒数
小学校	55	1,063	23,968
中学校	28	453	11,927
義務教育学校	1	36	837
計	84	1,552	36,732

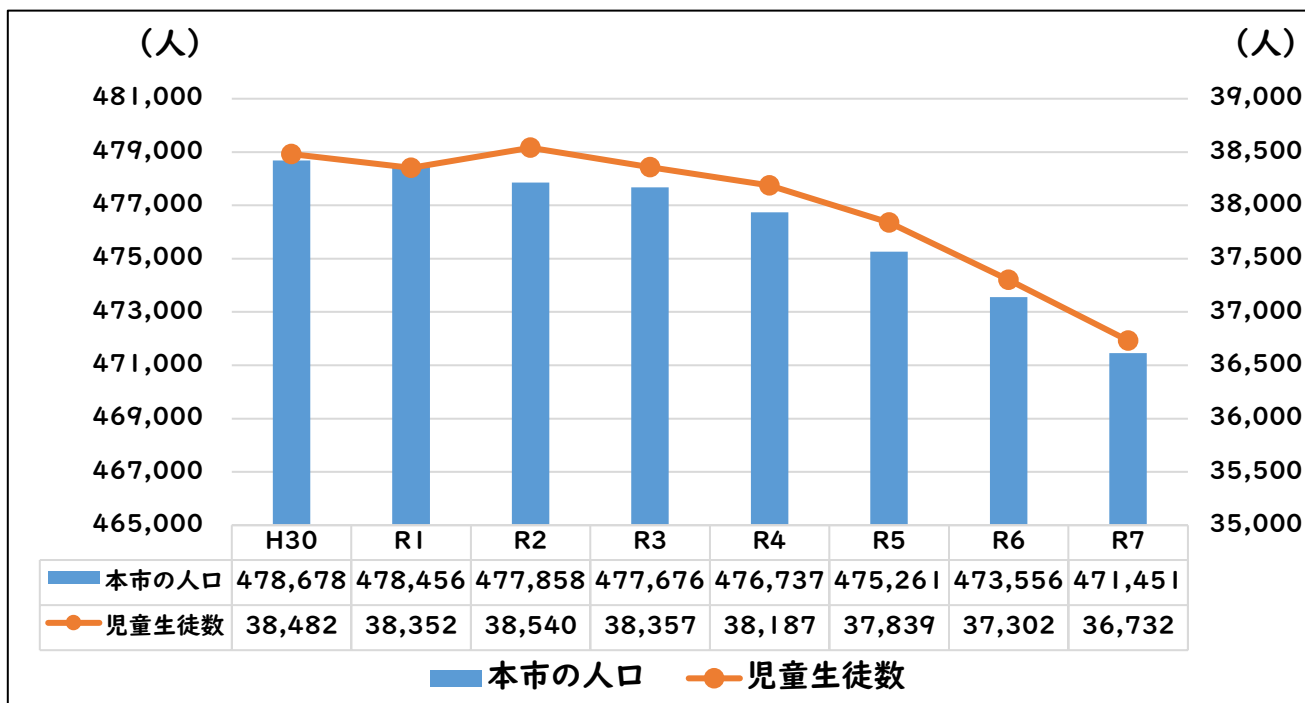
出典：令和7年度大分市の教育  
大分市立学校一覧

#### (2) 児童生徒数の推移

単位：人

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
本市の人口		478,678	478,456	477,858	477,676	476,737	475,261	473,556	471,451
児童生徒数		38,482	38,352	38,540	38,357	38,187	37,839	37,302	36,732
内訳	児童数	26,458	26,319	26,340	25,916	25,758	25,304	24,936	24,497
	生徒数	12,024	12,033	12,200	12,441	12,429	12,535	12,366	12,235

出典：令和7年度大分市の教育  
住民基本台帳各年4月時点

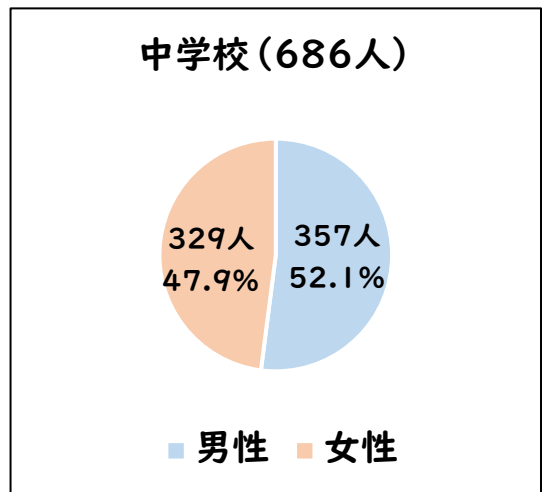
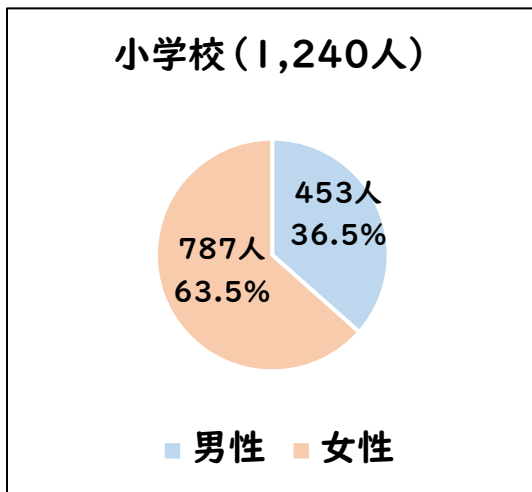


本市の人口は、2016（平成28）年をピークに人口減少局面に入り、それに伴い児童生徒数も減少傾向です。

2018（平成30）年と2025（令和7）年の減少率を比較すると、人口は△約1.5%に対し、児童生徒数は△約4.6%となり、児童生徒数の減少率が大きい状況です。

## 2 教職員の状況

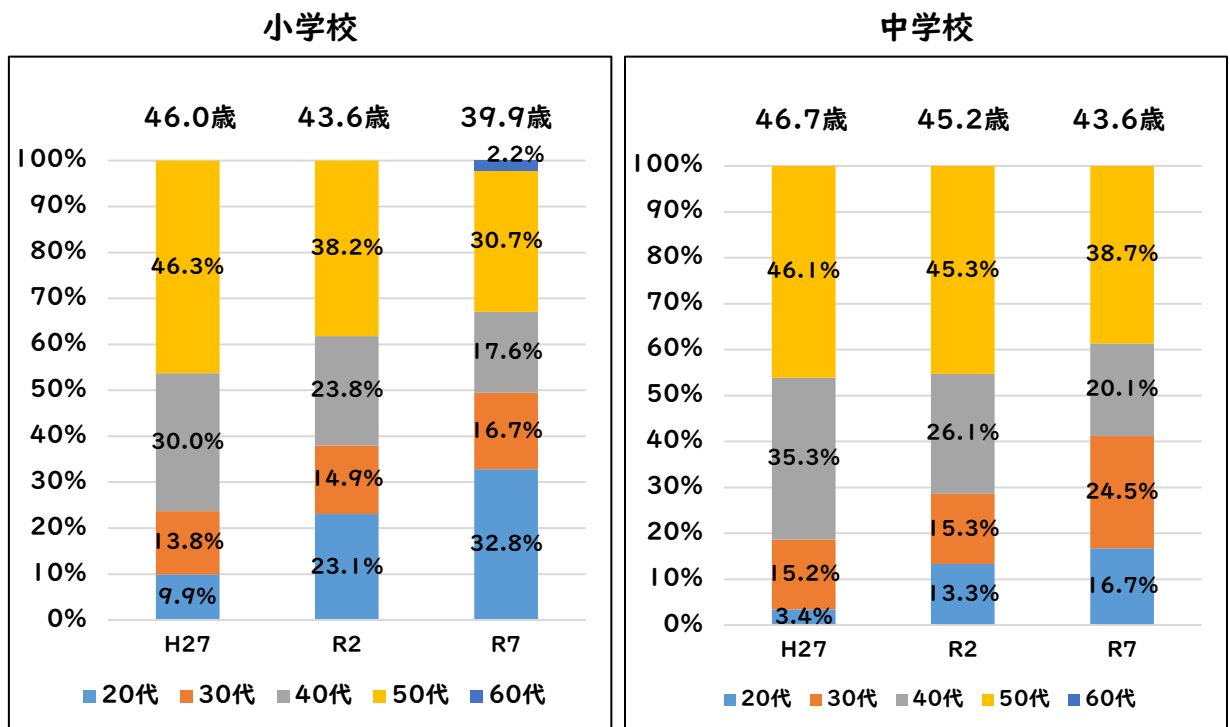
### (1) 男女比率 ※校長・教頭・主幹教諭・教諭（再任用者及び臨時講師は含まない）



出典：令和7年度 大分市の教育

小学校及び中学校全体の教職員数は、1,926人であり、約64.4%が小学校教職員です。男女比率は、小学校では女性の比率が約63.5%であり、中学校と比較して女性の比率が高い傾向です。

### (2) 年齢構成の推移



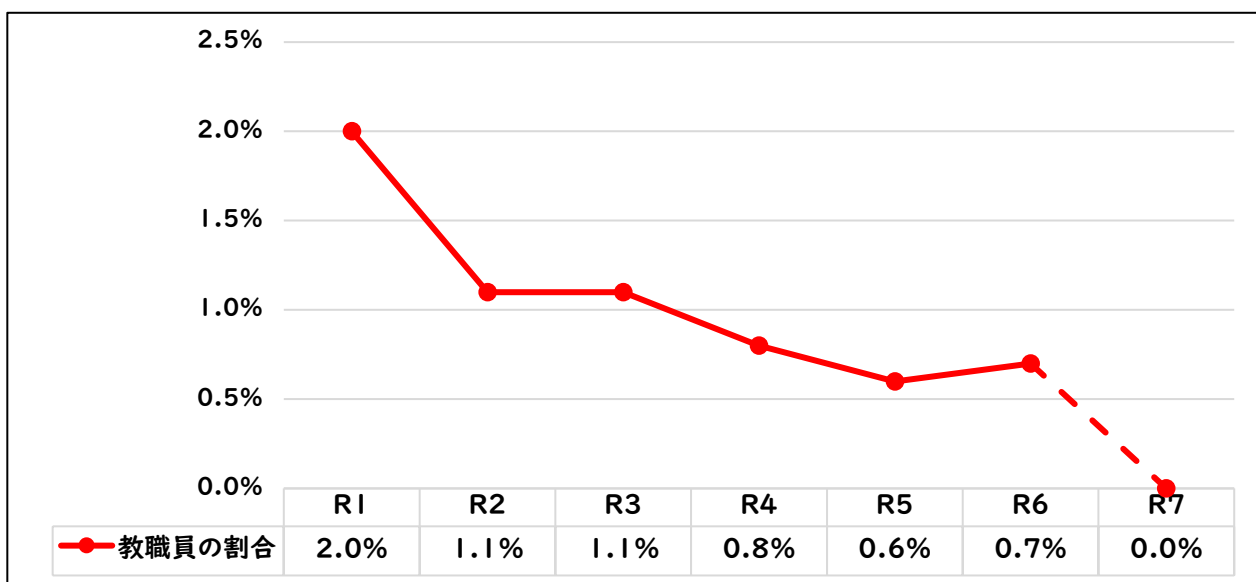
出典：令和7年度 大分市の教育

小学校・中学校ともに、20代・30代の若年層が年々増加する傾向にあり、特に小学校では、若手教職員が全体の約半数を占めています。

それに伴い、40代・50代の教職員が若手教職員に指導・助言等を行う必要性が高まっています。

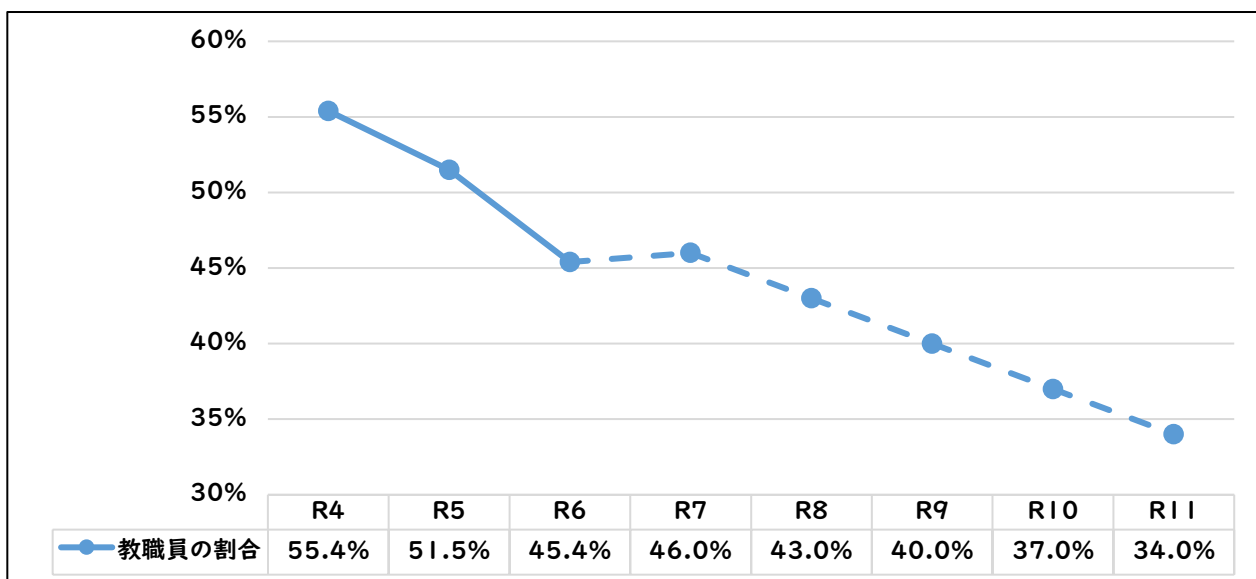
### 3 教職員の時間外在校等時間

#### (1) 1月当たり時間外在校等時間が2～6箇月平均で80時間を超える教職員の割合



出典：大分市立学校における働き方改革推進計画 -第二次-  
R7は目標値

#### (2) 1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教職員の割合



出典：大分市教育ビジョン2029  
R7～R11は目標値

本市では、2021（令和3）年2月に策定した第二次計画及び、2025（令和7）年3月に策定した「大分市教育ビジョン2029」に基づき、教職員の負担軽減を図り、長時間勤務の是正に取り組んでいます。

## 4 大分市立学校における働き方改革に関するアンケート結果

本プランを策定するに当たり、教職員の勤務実態把握や働き方改革の成果と課題を把握するために、全教職員を対象としたアンケートを実施しました。調査結果の概要は次のとおりです。

調査対象	校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭(※)、 養護教諭(※)、学校事務職員(※)、学校支援センター職員(※)、栄養 教諭(※)、学校栄養職員(※)  (※)は臨時職員を含む
調査期間	2025(令和7)年7月14日～2025(令和7)年8月6日
調査方法	Web回答方式
回答者数	2,160人 / 2,341人 (回答率 92%)

### 【調査項目】

#### (1) 第二次計画に関すること(対象者全員)

第二次計画に掲げる14項目の取組について、これまでの成果として、超過勤務縮減や業務負担軽減等につながっていると感じている度合いに関する調査

#### (2) 働き方改革の現状把握に関すること(校長対象)

国が示している「学校・教師が担う業務に係る3分類」に関する取組状況の度合いに関する調査

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが負担軽減が可能な業務
①登下校時に関する対応 ②放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食の時間における対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導の準備 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

#### (3) 時間的または精神的に負担が大きい業務について(副校長・教頭対象)

校内の開錠・施錠、事務、地域対応などの8項目の業務について、時間的または精神的に負担が大きい業務の度合いに関する調査

#### (4) 時間的または精神的に負担が大きい業務について(対象者全員)

授業準備、学習指導、学校行事、事務、保護者対応などの18項目の業務について、時間的または精神的に負担が大きい業務の度合いに関する調査

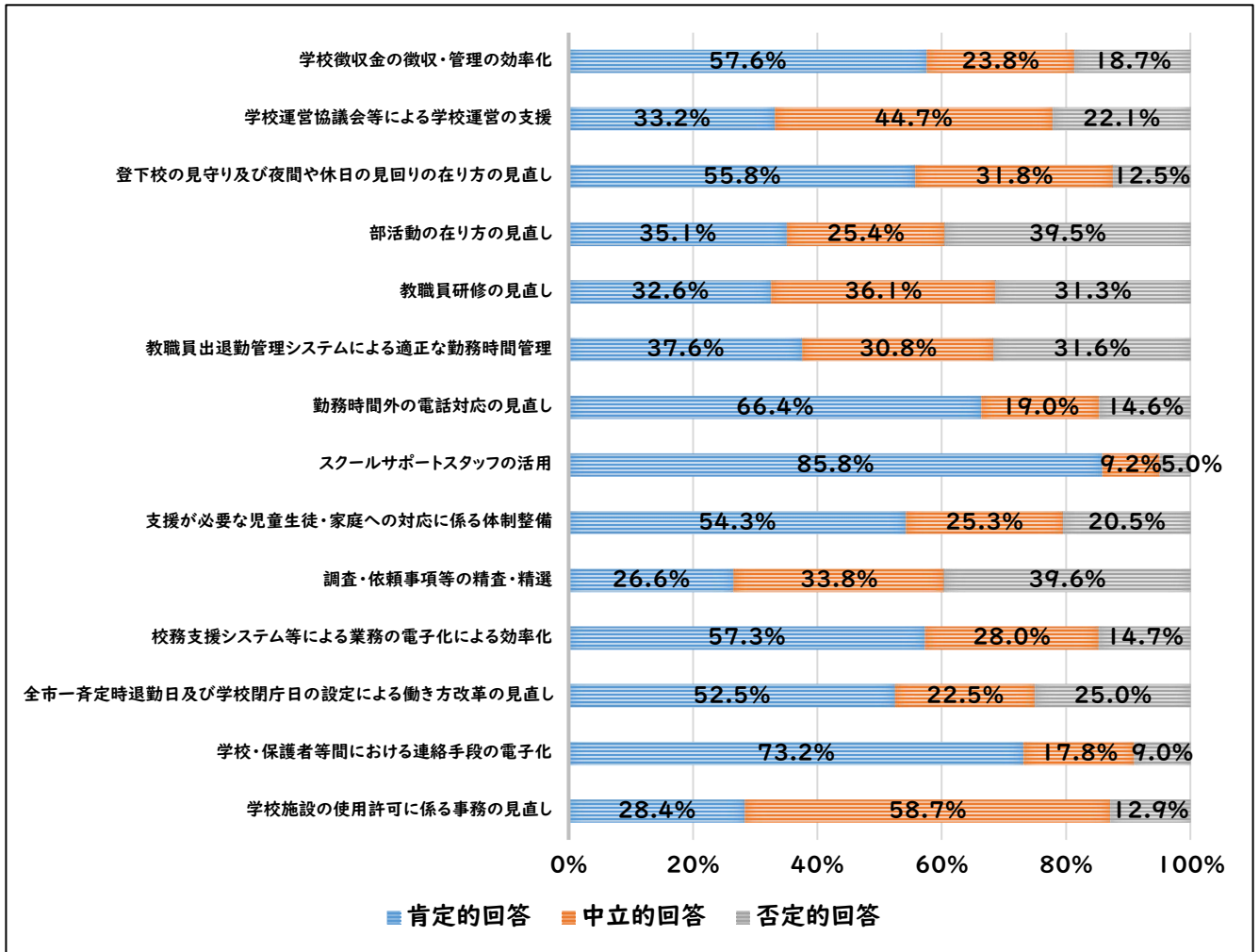
#### (5) 業務の持ち帰りについて(対象者全員)

業務の持ち帰り(授業準備、通知表、教材研究など)の実態調査

#### (6) 自由記述意見

## (1) 第二次計画に関すること

### ① 14項目の取組に関すること



※部活動の在り方の見直しについては中学校のみ

14項目の取組の結果について、「非常に感じる」または「どちらかといえば感じる」を肯定的回答、「どちらでもない」を中立的回答、「どちらかといえば感じない」または「全く感じない」を否定的回答として集計を行いました。

その結果、14項目中8項目で肯定的な回答が50%を超える結果となりました。

一方で、14項目中4項目で否定的な回答が30%を超える結果となりました。

#### 肯定的回答の割合が高い取組項目

項目	割合
1 スクールサポートスタッフの活用	85.8%
2 学校・保護者等間における連絡手段の電子化	73.2%
3 勤務時間外の電話対応見直し	66.4%

#### 否定的回答の割合が高い取組項目

項目	割合
1 調査・依頼事項等の精査・精選	39.6%
2 部活動の在り方の見直し	39.5%
3 教職員出退勤管理システムによる適正な勤務時間管理	31.6%

## ②働き方改革の意識に関すること

質問項目	肯定的回答	中立的回答	否定的回答
A:教職員の働き方改革が進んだと感じるか	45.5%	28.5%	26.0%
B:働き方改革の結果、自己研鑽等により効果的な教育活動を行うことができるようになったと感じるか	27.7%	38.1%	34.2%
C:働き方改革の結果、こどもと向き合うための時間を確保することができるようになったと感じるか	19.6%	37.8%	42.6%

質問項目B及びCについて、肯定的な回答割合が30%を下回っており、働き方改革の仕組みづくりは進んでいるが、学校現場ではその効果を実感できていないとの結果となりました。

## (2) 働き方改革の現状把握に関すること

基本的には学校以外が担うべき業務	①	登下校時の対応は、学校以外が中心に対応しているか	63.6%
	②-1	放課後から夜間等における見回りは、学校以外が中心に対応しているか	83.1%
	②-2	児童生徒が補導された時の対応は、学校以外が中心に対応しているか	29.9%
	③	学校徴収金は、公会計化または教師が関与しない方法で徴収・管理をしているか	85.7%
	④	地域人材等との連絡調整は、学校が直接ではなく、地域学校協働活動推進員等の学校以外が中心に対応しているか	57.1%
担う必要のない業務が、学校の業務だが、必ずしも教師が	⑤	学校への調査・依頼事項は教師の専門性に関すること以外は事務職等を中心に対応しているか	51.9%
	⑥	児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ているか	2.6%
	⑦	校内清掃は地域人材等の協力を得ているか	11.7%
	⑧	部活動では、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っているか ※中学校のみ	31.2%
負担軽減が可能な業務が、教師の業務だが、	⑨	給食時は栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ているか	9.1%
	⑩	授業準備について、スクールサポートスタッフの参画を図っているか	94.8%
	⑪-1	学習評価や成績処理の補助的業務について、スクールサポートスタッフの協力を得ているか	22.1%
	⑪-2	学習評価や成績処理の補助的業務に、採点ソフト等のICTの活用を図っているか	16.9%
	⑫	学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得ているか	79.2%
	⑬	進路指導の情報収集等の際に、事務職員や支援スタッフ等の参画を得ているか	19.5%
	⑭	支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、スクールソーシャルワーカー等の専門的人材の参画を得ているか	100%

16項目中8項目で対応等できている割合が50%を超える結果となりました。

一方で、16項目中5項目で対応等できている割合が20%を下回る結果となりました。

### (3) 時間的または精神的に負担が大きい業務について(副校長・教頭対象)

調査項目					
①	校務分掌、部下職員・初任者・教育実習生等の指導・面談	55.9%	⑤	会議関係(職員会議、学校運営協議会等)	48.0%
②	安全点検、校内巡視、機器点検	54.9%	⑥	地域対応	46.1%
③	校内環境整理	50.0%	⑦	事務(調査・依頼への回答等)	85.3%
④	校内の開錠・施錠	74.5%	⑧	行政・関係団体対応	56.9%

「④校内の開錠・施錠」、「⑦事務」に負担を感じている割合が高い結果となりました。

### (4) 時間的または精神的に負担が大きい業務について(全教職員対象)

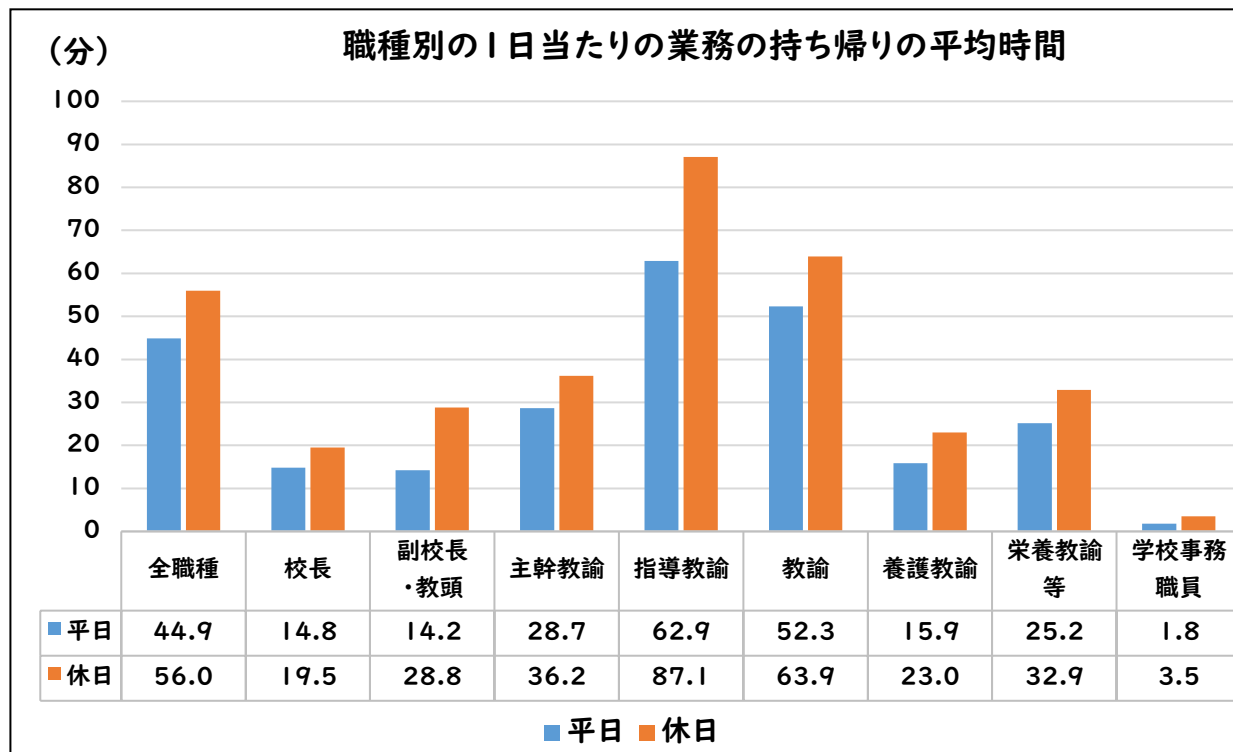
職種	1位		2位		3位	
校長	⑩保護者対応	92.2%	⑩学校運営	87.0%	⑦支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ⑬事務1	85.7%
副校長 教頭	⑬事務1	89.2%	⑩保護者対応	84.3%	⑦支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ⑩学校運営	81.4%
教諭	④学習評価や成績処理	82.8%	⑩保護者対応	80.2%	②授業準備	78.2%
養護 教諭	⑬事務1	79.6%	⑧学校行事	77.4%	⑥集団指導2	75.3%
栄養 教諭	②授業準備	75.9%	⑤集団指導1	72.4%	⑬事務1 ⑭事務2	62.1%
学校 事務職員	⑭事務2	78.7%	⑬事務1	54.1%	⑨学年・学級経営	47.5%

### (調査項目)

- ①朝の業務、②授業準備、③学習指導、④学習評価や成績処理、⑤集団指導1(給食、清掃、登下校等)、⑥集団指導2(生徒指導、保健指導等)、⑦支援が必要な児童生徒・家庭への対応、⑧学校行事、⑨学年・学級経営、⑩学校運営、⑪会議関係、⑫個別の打ち合わせ、⑬事務1(行政機関等からの調査回答)、⑭事務2(学校徴収金、給食費等)、⑮研修、⑯保護者対応、⑰地域対応、⑱行政・関係団体対応

校長、副校長・教頭、教諭においては、「保護者対応」に、副校長・教頭、養護教諭においては、「事務1」に負担を感じている割合が高い結果となりました。

## (5) 業務の持ち帰りについて



全職種の業務の持ち帰りの平均時間は、「平日：44.9分」、「休日：56.0分」の結果となりました。全職種において、平日より休日のほうが長く、特に指導教諭、教諭が長く、平日、休日ともに全職種平均を上回る結果となりました。

## (6) 自由記述意見

### ●登下校の見守り及び夜間の休日の見守り

学校では、放課後起こったトラブル(こどものケンカ、忘れ物、物の紛失、こどもの怪我、友人宅での迷惑行為、店や公共機関での迷惑行為、交通違反など)の対応に苦慮している。

### ●部活動の在り方の見直し

土日の部活動は原則として教員は関わらず、外部委託にするなどの体制を構築してほしい。

### ●調査・依頼事項等の精査・精選

調査やチラシ等の配布物の依頼が多く、大変負担となるため削減、依頼時期の平準化をしてほしい。

チラシ等の配布については、可能な限り電子化し、市のホームページや「すぐーる」等による閲覧とすることで、配布数を減らしてほしい。

### ●学校施設の使用許可に係る事務の見直し

学校施設の貸し出しについては、オンラインで貸出業務ができる仕組みがあると、学校の負担軽減につながると思う。

## 5 校長会代表及び教頭会代表との意見交換

本プランの策定に当たり、これまでの取組や今後の課題などについて、現場の意見を反映させるために、校長会代表及び教頭会代表との意見交換会を実施しました。

校長会代表		教頭会代表	
開催回数	4回 (6月、8月、10月、1月)	開催回数	3回 (6月、7月、10月)
参加校長	金池小学校 西の台小学校 大東中学校 大分西中学校	参加教頭	別保小学校 松岡小学校 大在中学校 坂ノ市中学校

### (主な議題)

- 給特法等一部改正法について
- 「大分市立学校における働き方改革に関するアンケート」について
- 「働き方改革に係る業務改善面談報告書」の作成について
- 教頭業務について
- 学校の施錠業務について
- 学校施設の貸出業務について
- 保護者や地域等からの不当な要求等について
- 学校への調査・依頼事項等の精査・精選について
- 学校運営協議会等による学校運営について
- 部活動の在り方の見直しについて

### (主な意見)

#### ○教頭業務について

学校の施錠業務、学校施設の貸出業務、学校への調査・依頼事項等については、大半の学校では教頭が担っており、それにより教頭が多忙となっている現状がある。

#### ○学校施設の貸出業務について

学校施設の貸出業務は、一部の学校では外部に委託しており、教頭の負担軽減にもつながっているため、教育委員会としても対応を検討してほしい。

#### ○学校運営協議会等による学校運営について

パンフレットに記載されているような取組が実現すれば、働き方改革に貢献できるが、現時点での学校運営協議会では協議会の役割理解や地域との連携が不十分である。

#### ○保護者や地域等からの不当な要求等への対応について

保護者に限らず地域との対応でも学校だけでは対応が厳しいと感じる事案もある。

児童生徒に関することは学校で対応するが、必ずしもそうではない事案もあるため、教育委員会をはじめとした組織的な体制構築が望ましい。

## 6 第二次計画に掲げる具体的な取組と成果

2021(令和3)年度から2025(令和7)年度の5年間を計画期間とする第二次計画では、以下の目的と基本的な考えを定め、そのための評価指標と14項目の取組により教職員の働き方改革に取り組んできました。

### (目的)

#### 働き方改革を推進することにより、教育の質の維持・向上を図る。

教員のこれまでの働き方を見直し、教員が学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、こどもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、業務改善や支援体制の充実など、学校における働き方改革を推進する。

### (基本的な考え)

教育委員会は、各学校の主体性を大切にしつつ、学校環境の整備や慣行的に進められてきた取組の見直しの促進等、学校や教員だけでは解決できない課題などに対し、根本的な対策や取組を講じ、学校の業務改善を後押ししなければならない。

また、学校及び教員の業務の総量を減らさずに在校時間の短縮を図ろうとしても、業務の持ち帰りが増えることにつながり、根本的な解決にはならない。

限られた時間の中で、教員が質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには、学校または学校以外が担うべき業務、教員が担うべき業務の役割分担・適正化を図っていくことが必要である。

教員の業務の見直しのみならず、「チームとしての学校」体制を踏まえた学校の組織マネジメントを一層重視し、効果的な学校運営体制の強化を図る。

評価指標		1月当たりの時間外在校等時間が2~6箇月平均で80時間を超える教職員の割合			
基準値	2.0% 2019(R1)年度	実績値	0.7% 2024(R6)年度	目標値	0.0% 2025(R7)年度
(1) 学校徴収金の徴収・管理の効率化	(8) スクールサポートスタッフの活用				
(2) 学校運営協議会等による学校運営の支援	(9) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応に係る体制整備				
(3) 登下校の見守り及び夜間や休日の見回り(補導)の在り方の見直し	(10) 調査・依頼事項等の精査・精選				
(4) 部活動の在り方の見直し	(11) 校務支援システム等による業務の電子化による効率化				
(5) 教職員研修の見直し	(12) 全市一斉定時退勤日及び学校閉庁日の設定による働き方の見直し				
(6) 教職員出退勤管理システムによる適正な勤務時間管理	(13) 学校・保護者等間における連絡手段の電子化				
(7) 勤務時間外の電話対応の見直し	(14) 学校施設の使用許可に係る事務の見直し				

## (取組項目の主な実績)

### (1) 学校徴収金の徴収・管理の効率化

学校給食費を除く学校徴収金については、試行校15校による検証を踏まえ、2023(令和5)年度から、分校を除く全ての小中学校・義務教育学校に徴収金管理システムを導入しました。

学校給食費については、2022(令和4)年度から小中学校・義務教育学校ごとの管理から、徴収管理業務と滞納整理業務を教育委員会が一元管理する公会計化を行いました。

### (2) 学校運営協議会等による学校運営の支援

小中学校・義務教育学校に対し、学校運営協議会の意義や役割、教職員の働き方改革の趣旨等の説明を行い、地域住民等の学校運営への参画促進を図るために学校運営協議会の設置に取り組みました。

また、学校運営協議会を活用し、学校と地域との情報共有を図り、地域と学校をつなぐ架け橋の役割を担う地域コーディネーターを全ての中学校区に配置しました。

(実績) ◇学校運営協議会設置校(全ての市立学校に設置済)

2021(令和3)年度:52校 → 2024(令和6)年度:81校

◇地域コーディネーター

2021(令和3)年度:2人 → 2024(令和6)年度:27人

### (3) 登下校の見守り及び夜間や休日の見回り(補導)の在り方の見直し

地域住民等が登下校時の児童生徒の見守りを行う「こどもの安全見守りボランティア」の取組を推進しました。

また、大分市青少年健全育成連絡協議会等の地域で活動する団体に対して、教職員の働き方改革への理解と協力を求めました。

(実績) ◇こどもの安全見守りボランティア数

2021(令和3)年度:31,671人 → 2024(令和6)年度:33,060人

### (4) 部活動の在り方の見直し

外部人材として、「部活動指導員」や「特別外部指導者」を配置し、部活動の指導や引率等を可能とすることで、教職員の負担軽減を図りました。

さらに、外部有識者から構成する「大分市立中学校部活動地域移行検討委員会」を2023(令和5)年度に設置し、部活動の地域移行に向けた今後の在り方や方向性等についての報告書を受け取りました。

(実績) ◇部活動指導員

2021(令和3)年度:16校(26人) → 2024(令和6)年度:20校(33人)

◇特別外部指導者

2021(令和3)年度:0校(0人) → 2024(令和6)年度:20校(42人)

## (5) 教職員研修の見直し

教育委員会の関係課で構成する「大分市教職員研修等検討会」において、研修講座数や研修内容等の整理・精選を図りました。

また、研修に係る移動時間の短縮や学校や受講者の実情に応じた環境を確保しやすくするために一部の研修において、オンライン型研修として実施するなど、実施方法の見直しを図りました。

(実績) ◇研修講座数

2018(平成30)年度:119講座(195日)

→ 2021(令和3)年度:113講座(167日)

→ 2024(令和6)年度:107講座(165日)

## (6) 教職員出退勤管理システムによる適正な勤務時間管理

教職員の長時間勤務の状況を把握・分析するために、2018(平成30)年度から教職員出退勤管理システムを導入しました。そのデータをもとに、校長会や教頭会を通じて学校と課題を共有し、教職員の働き方を見直す意識改革を図りました。

また、学校ごとに作成する「学校経営計画表」に、本市独自の重点施策として働き方改革を位置付け、校長・教頭をはじめとした管理職を中心に時間外在校等時間の削減に向けた取組を推進しました。

(実績) ◇1月当たりの時間外在校等時間が2~6箇月平均で80時間を超える教職員の割合

2021(令和3)年度:2.0% → 2024(令和6)年度:0.7%

## (7) 勤務時間外の電話対応の見直し

電話音声アナウンスによる勤務時間外の対応については、2022(令和4)年度7月から試行的に毎週水曜日は午後4時40分からとし、2023(令和5)年度からは正式に毎週水曜日のみ午後4時40分からとしました。

また、上記以外の時間帯についても学校の実情に応じて設定ができるように運用を変更しました。

## (8) スクールサポートスタッフの活用

教職員の負担軽減や新型コロナウイルス感染症対策として、2018(平成30)年度8月からは、印刷業務や配布物の整理等の事務補助を担うスクールサポートスタッフを配置しました。2020(令和2)年度からは、全ての小中学校・義務教育学校に配置しました。

(実績) ◇スクールサポートスタッフ

配置人数:82人

配置校:81校(小学校54校 中学校26校 義務教育学校1校)

※人数、配置校は2025(令和7)年度時点

## (9) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応に係る体制整備

不登校や家庭環境等の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを計画的に配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けるとともに、学校における教育相談体制の整備・充実を図りました。

さらには、特別支援教育に係る専門的な知識を有する特別支援教育アドバイザーを学校へ派遣し、特別支援学級担任等への助言・指導を行うことで、特別支援教育に関する教員の資質向上や児童生徒の実態把握を図りました。

(実績) ◇スクールソーシャルワーカー:24人  
◇特別支援教育アドバイザー:3人  
※人数は2025(令和7)年度時点

## (10) 調査・依頼事項等の精査・精選

2021(令和3)年度から2022(令和4)年度にかけて、教育委員会及び市長部局が学校へ依頼する調査等について、依頼の廃止も含めた見直しを行いました。

また、学校に対応を求める各種教育調査や報告書について、従来のメール等での作業から、校務支援システム(Te-Comp@ss)等のアンケート機能や集計機能を活用することで、学校からの提出や集計の効率化が進み、負担軽減につながりました。

(実績) ◇調査・依頼件数の見直し:910件 → 833件

## (11) 校務支援システム等による業務の電子化による効率化

大分県内で共通となる校務支援システム(Te-Comp@ss)を2023(令和5)年度より導入し、市町村間の人事異動による操作習得の負担軽減を図りました。

また、2024(令和6)年度からは、学籍や指導に関する記録の電子化や児童生徒の市町村間の転出入処理も可能とすることで、業務の効率化を図りました。

## (12) 全市一斉定時退勤日及び学校閉庁日の設定による働き方の見直し

全市一斉定時退勤日等の取組状況や成果等を確認するため、校長会代表や教頭会代表との意見交換会を実施しました。

2025(令和7)年度からは、これまでの第1・第3水曜日を含め、学校ごとに月4回以上の定時退勤日を設定することで、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図りました。

## (13) 学校・保護者等間における連絡手段の電子化

緊急時に迅速かつ正確に情報を配信するメッセージ配信機能のほか、アンケート機能や健康連絡帳機能等を備えた学校連絡システム(すぐる)を2022(令和4)年1月から導入しました。

また、2022(令和4)年度からは、進級に伴う名簿情報入力等の年度切替処理について従来の学校単位から教育委員会で一元的に処理することで年度当初の学校の負担軽減を図りました。

## (14) 学校施設の使用許可に係る事務の見直し

学校施設の使用許可証の発行について、様式を手書き方式から複写方式への変更や様式の簡素化を行うことで、年間約13,000件の使用許可証発行の事務の負担軽減を図りました。

また、利用団体数が多い小学校において、使用許可に係る事務の一部を総合型地域スポーツクラブ等に委託することで、延べ14校の施設利用の調整に係る事務の軽減を図りました。

## (15) その他

### ①教育相談期間の設定

取組の概要	教育相談を実施する期間をあらかじめ設定し、面談等のない時間を活用して通知表作成等の期末整理業務を行う期間を設定しました。
背景・目的	通知表作成等の業務が一定期間に集中し、その結果、勤務時間を超えて業務せざるを得ない状況が生じていました。
具体的内容	7月、12月に原則1週間教育相談期間(通知表作成期間)の設定
効果	・時間外勤務の抑制 ・時間設定による相談内容の充実

### ②スロースタートプログラムの導入

取組の概要	学期始め等に業務負荷が集中しないよう、一定期間早めに児童生徒を下校させ、必要な各種業務に充てる「スロースタートプログラム」を実施しました。
背景・目的	人事異動や新任者対応、校務分掌や時間割、年間行事計画の最終調整など学期始めのスタートの混乱を防ぐための準備のため勤務時間を超えた業務が生じていました。
具体的内容	学期始めの授業時数の削減や授業進度の工夫
効果	・時間外勤務の抑制 ・教職員が落ち着いた新学期の準備に取り組む体制の確立

### ③夏季休業期間の延長

取組の概要	教職員の夏季休業期間を5日間延長し2学期の始業を9月1日とすることにより、心身のリフレッシュと業務効率の向上を図りました。
背景・目的	長期にわたる過重勤務が常態化する中、十分な休息を確保し、持続可能な勤務環境を整備する必要が生じていました。
具体的内容	夏季休業期間の延長
効果	・教職員の心身の健康保持 ・次学期に向けた教育活動の質の向上

#### ④兼務発令

	小規模中学校における兼務発令	標準規模中学校における兼務発令
取組の概要	音楽科の定数内配置がない小規模校を巡回する兼務発令体制を構築しました。	臨時講師や非常勤講師を活用し、2校を兼務する体制を構築しました。
背景・目的	音楽科の定数内配置がありませんでした。	美術科・技術科の教員確保が困難なことや授業時数の過不足が生じていました。
具体的内容	非常勤講師（特別加配）を拠点校に配置し、他の小規模中学校4校に週1日ずつ巡回して音楽科授業を担当	正規教員や臨時講師、非常勤講師を中規模校2校間で兼務配置し、美術科・技術科の授業を担当
効果	免許外教科担任を年度当初から解消することによる教員の過重負担の軽減	

### 第二次計画のまとめ

学校給食費の公会計化、学校徴収金管理システムの導入、学校と保護者間との連絡システムの導入、スクールサポートスタッフの活用などの業務改善や、教職員出退勤管理システムの導入、全市一斉定時退勤日の設定、電話対応の見直しなどの勤務時間を意識した取組を進めることで、2019（令和元）年度と比較すると教職員の時間外在校等時間数は改善傾向にあり、第二次計画に掲げた14項目の取組において一定の成果がありました。

一方で、全教職員を対象とした働き方改革に関するアンケートにおいて、「意識改革が進んだと感じる割合が45.5%」、「効果的な教育活動につながったと感じる割合が27.7%」、「こどもと向き合う時間を確保できている割合が19.6%」であり、働き方改革の仕組みづくりは進んでいるものの、学校現場への実感には結びついていない状況です。

また、教頭をはじめとする一部の教職員への業務量の偏りや、業務の持ち帰りの把握を含めた業務量管理などへの対応が今後の課題となっています。

なお、教員の人材確保については、大学との連携による教育実習や「まなびんぐサポート事業」等を通じ、養成段階から教職の魅力を伝えるとともに、現職教職員に向けても、初任者育成の重要性や職場環境の在り方について情報発信するなど、受け入れ側の意識醸成にも努めておりますが、依然として厳しい状況にあります。

新プランではこれらの課題に加え、アップデートされた「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた対策を講じることで、教職員の働き方改革の更なる推進を図る必要があります。

## (主な取組一覧)

A	勤務時間・労務管理(働き方のルールの整備)	時間管理の仕組みを整え、長時間勤務を抑制する取組
B	本来業務(授業・児童生徒対応)への集中・支援	授業や生徒指導など教育活動に専念できるよう支援する取組
C	保護者・地域の対応の見直し・効率化	学校と保護者・地域との連絡・協力体制を効率化し適正化する取組
D	事務・手続きの合理化・外部化	事務業務を簡素化・標準化し負担を軽減する取組
E	校内運営・施設管理の最適化	校内の運営体制や施設管理の方法を見直し、運用を最適化する取組

年度	内容	A	B	C	D	E	14項目
H30 ~R3	教職員出退勤管理システムによる適正な勤務時間管理	○					⑥
	※タイムレコーダーにカードをかざすことにより自動的に勤務時間を算出						
	公用携帯電話の活用			○			その他
	※保護者の連絡を私用電話ではなく、公用携帯電話を使用する運用開始						
	勤務時間外の電話対応の見直し(自動音声案内システム)			○			⑦
	※勤務時間外である旨を案内・緊急性のある内容のみ対応(平日18:30~)						
	登下校・夜間・休日等、補導の在り方を見直し		○				③
	学校運営協議会等による学校運営の支援			○			②
	調査・依頼事項等の精査・精選				○		⑩
	教職員研修の見直し		○				⑤
	市費職員の配置(スクールサポートスタッフ、補助教員、不登校対応等)		○				⑧
R4	学校・保護者等間における連絡手段の電子化(学校連絡システム「すぐーる」)			○			⑬
	※緊急時に情報を発信するメッセージ機能・アンケート機能・健康連絡帳機能						
	学校給食費の公会計化				○		⑥
	学校へのメール送信時間の制限(~18:00)	○					⑩
R5	学校徴収金の徴収・管理の効率化				○		⑥
	勤務時間外の電話対応、契約変更(16:40~)			○			⑦
	教育実習生受け入れ対応マニュアルの作成(時間、指導の観点等)				○		その他
	特別支援学級等、就学判定資料の作成を電子化				○		⑨
	市教委発出文書の送付方法等の変更				○		⑩
	学校施設の使用許可に係る事務の見直し(委託)					○	⑭
	就学援助事務の見直し				○		その他
	スポーツ振興センターに係る事務の見直し				○		その他
	昇降口の開錠時間帯の設定(7:20~7:40)					○	その他
	教育相談期間の設定(7、12月に原則1週間)		○				その他
学校連絡システム「すぐーる」の活用の促進(欠席連絡、学校評価アンケート等)			○			⑬	
R6	オンライン型研修(オンデマンド型・同時双方向型)の推進		○				⑤
	スロースタートプログラムの導入		○				その他
	学校運営協議会の全校設置			○			⑫
	実技教科担当教員の兼務発令			○			⑫
R7	月4回以上の定時退勤日の設定	○					⑫
	夏季休業期間の延長	○					その他
	大分市勤務実態調査	○					その他
	校内の協力による校舎の開錠・警備セット					○	⑭
	8月15日に実施される全国戦没者追悼式に際しての半旗の掲揚廃止					○	その他
卒業証書の割印廃止				○		その他	

## 第3章 本プランにおける基本的な考え方

### 1 基本理念

本プランでは、教職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だに課題となっている現状を踏まえ、教職員の勤務状況を把握し改善することで、「心身が健康な状態」で「こどもたちと向き合うための時間と自らの学ぶ時間」を確保しながら、効果的な教育活動を行うことができる持続可能な教育環境の整備を行うことが目的です。

そのためには、これまでの取組を引き続き継承していくとともに、「チームとしての学校」の考えの下、一人一人の教員が業務を自己完結的に抱える「個業」型から、事務職員や支援スタッフ、さらには保護者や地域等の学校に携わる関係者全員で課題を共有し協力しあう「協働」型への転換の推進を図ることから、次の基本理念を掲げます。

### 学校における働き方改革を「総がかり」で推進することにより、 教育の質の維持・向上を図る

### 2 基本方針

学校における働き方改革とは、まずは、教職員一人一人が働き方を見直すための意識向上が求められます。その上で、業務改善に向けた取組の実践と、保護者や地域等の学校運営に関わる全ての関係者による理解や協力の下で推進していく必要があることから、基本理念の実現に向けた基本方針を次の通りとします。

#### 基本 方針1

#### 教職員の意識向上 ～意識を変える、未来を変える～

教職員一人一人が、自らの働き方を「自分のこと」として主体的に捉え、意識や行動を変えていくことが求められ、これにより、業務改善の取組が制度にとどまらず、現場に根付いた持続的な変革となります。

さらには、働き方を見直しを通じて心身の健康や余裕を確保し、教育活動に向けた意欲と創造性を高めることで、持続可能で質の高い学校運営につなげ、こどもと教職員にとってのウェルビーイングの向上を目指します。

#### 基本 方針2

#### 業務改善の推進 ～業務を見直す、時間を創り出す～

教職員の業務負担の軽減のためには、「チームとしての学校」の考えの下、一人一人の教員が業務を自己完結的に抱える「個業」型から学校全体が一つのチームとしての業務を行う「協働」型への転換が必要です。

そのためには、業務内容の見直しのみならず、業務分担の適正化、スクールサポートスタッフ等の人的支援の適正配置、さらにはデジタル技術を活用した業務の効率化のためのDXの活用を進めることで、教職員が教育活動に専念できる環境づくりを目指します。

#### 基本 方針3

#### 地域との協働 ～地域とつながる、安心を育む～

持続可能で質の高い学校運営の実現のためには、家庭や地域の理解や協力が必要であり、そのためには学校の現状や課題を共有し、各々の責務と役割に基づき、こどもたちが学校・家庭・地域の中で安心して学び、成長できる環境づくりが求められます。

そのためには、家庭での協力体制や地域の見守り活動等のボランティア活動などにより、学校・家庭・地域が相互につながり、協働することで、より開かれた学校づくりを目指します。

### 3 計画の推進に向けた取組

3つの基本方針の達成と、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を考慮し、11項目の取組を定めることにより、働き方改革を推進します。

基本方針1 教職員の意識向上 ～意識を変える、未来を変える～		3分類
取組(1)	勤務時間の適切な管理による働き方改革の深化	⑭⑮⑯⑰⑱
取組(2)	教職員研修の見直しと専門性の向上	
取組(3)	教頭の負担軽減に向けた働き方改革の推進	⑥⑨⑩
基本方針2 業務改善の推進 ～業務を見直す、時間を創り出す～		3分類
取組(4)	学校徴収金の適切な管理	③
取組(5)	スクールサポートスタッフ等による業務支援体制の充実	⑪⑫
取組(6)	DX推進による業務の効率化	⑥⑦⑧
取組(7)	学校施設の管理運営業務の見直し	⑨⑩
基本方針3 地域との協働 ～地域とつながる、安心を育む～		3分類
取組(8)	学校運営協議会を通じた安全・安心な学校づくり	①②④
取組(9)	部活動の改革と地域展開の推進	⑬
取組(10)	児童生徒・家庭への支援体制の強化	⑲
取組(11)	保護者や地域等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応	⑤

#### 【参考】学校と教師の業務の3分類

2025(令和7)年6月の給特法等一部改正法の成立を受け、文部科学省は学校と教師の業務の3分類のアップデートしました。

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) ④地域学校協働活動の関係者の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦ <u>学校の広報資料・ウェブサイトの作成</u> ⑧ <u>ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守</u> ⑨ <u>学校プールや体育館等の施設・設備の管理</u> ⑩ <u>校舎の開錠・施錠</u> ⑪児童生徒の休み時間における安全の配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

※下線部分がアップデートされた項目

## 4 計画の評価指標と取組内容

基本理念、基本方針、11項目の取組を踏まえた評価指標を次のとおり設定します。

評価指標	基準値 2024 (R6) 年度	目標値 2030 (R12) 年度
1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教職員の割合	45.4%	30%以内
1月当たりの時間外在校等時間の平均時間	29時間35分 ※1	30時間以内
こどもと向き合うための時間を確保するために、業務改善を行った教職員の割合	19.6% ※2 (参考値)	70%
学校が地域と連携してこどもたちの教育活動を支えていると感じる保護者の割合	76.2%	85%
集団分析結果(ストレスチェック)における総合健康リスク値が120を超える学校数	0校	0校

※1 基準値には業務の持ち帰りの時間は含まれておらず、国は「原則として業務の持ち帰りは行わないこと」としているため、今後は原則として業務の持ち帰りは行わないことを踏まえて目標値を設定

※2 「働き方改革により、こどもと向き合うための時間を確保できていると感じる教職員の割合」を参考値として掲載

### 【時間外在校等時間の考え方】

本プランにおいて、教育委員会が管理・把握すべき時間外在校等時間は次のとおりです。

①～④にイ及びロを加え、ハ及びニを除いた時間とします。(ただし、ハは教職員の自己申告制による)

#### ○超勤4項目に該当する業務(給特法第6条)

- ①校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ②修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう)に関する業務
- ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

#### ○文部科学省の指針(※1)

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として教育委員会が外形的に把握する時間
- ロ 地方公共団体が定める方法によるテレワーク等の時間
- ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ニ 休憩時間

※1 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

# 教職員の意識向上 ～意識を変える、未来を変える～

## (1) 勤務時間の適切な管理による働き方改革の深化

教員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとされています。

しかしながら、勤務時間外に校務や学校教育活動に関する業務を行う場合も、勤務時間内と同様に、業務量を適正に管理し、働き方改革を進めます。

### 〈主な取組〉

#### ○教職員出退勤管理システムによる適正な勤務時間管理

従来の時間外在校等時間の管理に加え、業務の持ち帰りも管理することで、教職員の勤務実態の適切な管理を行います。

#### ○勤務時間外等における学校の対応の見直し

勤務時間外における電話対応や登下校の見守り、夜間等の見回りの在り方について検討します。

#### ○働き方改革に係る業務改善面談報告書の提出

時間外在校等時間が80時間を超過した場合、校長による面談と、改善のための報告書により、校長主導による業務改善を図ります。

#### ○教職員の健康・福祉の確保に向けた取組の推進

集団分析結果(ストレスチェック)を活用して職場環境の改善を推進します。

## (2) 教職員研修の見直しと専門性の向上

教育委員会の関係課で構成する「大分市教職員研修等検討会」において、研修講座や研修内容等の整理・精選に取り組みます。

教職員研修を削減することのみを目的とするのではなく、研修内容を精選し、教職員の業務遂行に係る専門性を高める機会として充実を図ります。

### 〈主な取組〉

#### ○本市の児童生徒の実態に即した授業改善

#### ○大分市教職員研修等検討会による整理・精選

#### ○大学との連携による教育実習等や若手教職員に対するOJT

#### ○全国教員研修プラットフォーム(「Plant」)の活用

「Plant」内に、教職員の研修受講履歴等のデータが蓄積されることから、この履歴や履歴を基にした受講奨励によって教職員の「個別最適な学び」を推進します。

## (3) 教頭の負担軽減に向けた働き方改革の推進

教職員への指導や校内環境整備に加え、地域対応や行政事務等、教頭業務は多岐にわたり、時間外在校等時間が全職種平均より大幅に多い要因となっていることから、業務量の削減や効率化も含めた教頭の働き方改革に取り組みます。

### 〈主な取組〉

#### ○学校に対する調査・依頼事項等の精査・精選

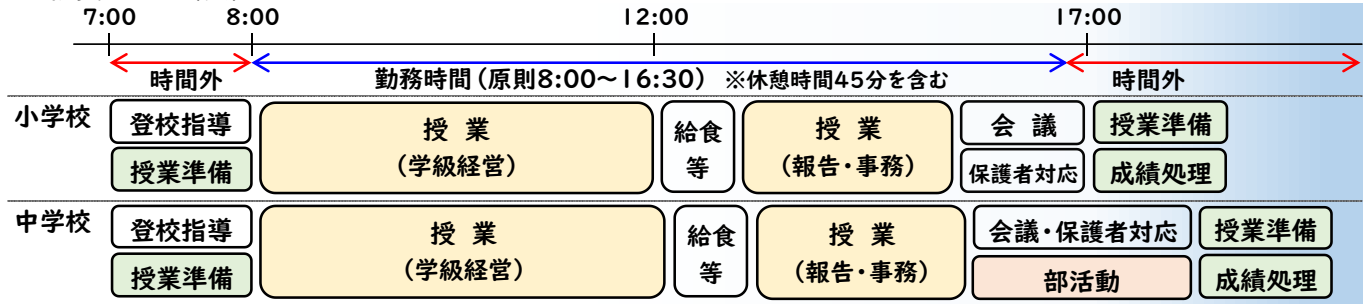
教育委員会内で調査・依頼事項の情報を共有し、調査・依頼の必要性や時期の平準化を図ります。

#### ○学校施設業務の在り方の検討

主に教頭が担当しているため、全教職員で分担して取り組むことで、教頭の負担軽減を図ります。

# 勤務時間の適切な管理による働き方改革の深化

## ある教員の1日(例)



## 教職員出退勤管理システムについて

①始業前	始業前に業務を行った時間 ※出勤(タイムレコーダー)～始業時刻
②休憩中	休憩時間中に業務を行った時間
③終業後	終業後に業務を行った時間 ※終業時刻～退勤(タイムレコーダー)
④学校外	終業後の家庭訪問など、学校外で業務を行った時間 (週休日の部活動も含む)
⑤在宅	家に持ち帰って業務を行った時間

※①と③は自動的に計算、②・④・⑤は個人ごとに記録

## 業務の持ち帰りの適正な管理について

- 国の方針として、業務の持ち帰りは原則禁止とすること
- やむを得ない場合は、国の方針に基づき、校長が事前承認を行うこと
- 業務の持ち帰りの縮減に向け、限られた時間の中でどの教育活動を優先するか見定め、それを踏まえた適切な業務量の設定と校務分掌の分担を図ること

## 教職員研修の見直しと専門性の向上

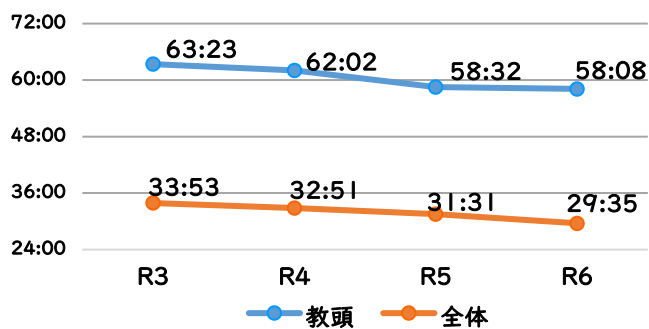
本市研修体系  
本市教職員研修におけるキャリアステージと

	キャリアステージ	研修体系
管理職	校長	校長研修 新任等管理職研修 副校長・教頭研修
	副校長・教頭	
教諭等	充実深化・円熟期	主幹教諭研修 ミドルリーダー研修 ※43～45歳の教諭(4.1時点) 中堅教諭等資質向上研修 ※在職8～11年目の教諭等 キャリアアップ研修 3年目研修 2年目研修 初任者研修 新規採用教職員研修 臨時講師研修
養護教諭	発展期	
栄養教諭	基礎形成期	
研修区分	基本研修・職能別研修	専門研修・特別研修

## 教頭の負担軽減に向けた働き方改革の推進

### 教頭の時間外在校等時間

教頭の業務改善は喫緊の課題であり、施錠業務等の校内協力体制の構築が求められています。



年度	R3	R4	R5	R6
教頭	63時間23分	62時間2分	58時間32分	58時間8分
全体	33時間53分	32時間51分	31時間31分	29時間35分

### 教頭の負担軽減のために(学校の開施錠の例)

始業時刻	
開錠	7:30前後～8:00に開錠
警備解除	※校長が指定する職員
放課後	
施錠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施錠・施錠計画を立て、1階以外は施錠を完了</li> <li>・各教室の施錠は担任等が確認</li> <li>・一定の時刻(勤務時間内)で、外との出入口となる部分を施錠</li> <li>・校舎が複数ある場合、渡り廊下等はフロア担当者が施錠</li> <li>・終業時刻前に1階フロアの施錠確認</li> </ul> ※校長が指定する職員
終業時刻	
施錠	事前に計画した時間に施錠
警備セット	※校長が指定する職員

# 業務改善の推進

## ～業務を見直す、時間を創り出す～

### (4) 学校徴収金の効率的な徴収・管理

2023(令和5)年度より導入した学校徴収金管理システムにより、学校徴収金の徴収・管理業務の効率化・標準化を図ることにより、教職員の負担軽減を図ります。

〈主な取組〉

○大分市学校徴収金取扱いの手引きの充実

○管理事務の見直し(調査・検討)

管理事務に係る手引きの見直しを行い、更なる効率化と負担軽減を目指します。

### (5) スクールサポートスタッフ等による業務支援体制の充実

教職員の業務支援を担うスクールサポートスタッフ等の適正配置や、業務内容の見直しを検討することにより、教職員の負担軽減を図ります。

〈主な取組〉

○スクールサポートスタッフ等の適正配置

学校規模等に応じた適正配置を図り、併せて業務内容の見直しを行います。

○スクールサポートスタッフ等に係る財源確保

大分県に対して、財源配分の見直しについて要望します。

### (6) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進による業務の効率化

校務用端末をはじめとする「校務システム」の更新や一人1台端末との連携の構築により、教職員の業務効率化を図ります。

2022(令和4)年1月から導入した学校連絡システム(すぐーる)を活用し、保護者や関係者に対して効果的な周知・案内に努めます。

〈主な取組〉

○校務システムの更新

現行システムが2027(令和9)年度までの運用を予定していることから、2028(令和10)年度以降のシステムの在り方について検討します。

○学校連絡システム(すぐーる)の活用

学校等からのお知らせや欠席・遅刻連絡等の従来の運用に加え、効果的な電子配信等の運用の見直しを行います。

○学校へのチラシ配布の電子化の検討

学校の負担軽減や紙資源の利用削減のため、学校へのチラシ配布の電子化を検討します。

○事務処理の負担軽減

出勤簿等の在り方を見直し、事務の効率化を図ります。

### (7) 学校施設の管理運営業務の見直し

学校施設の使用許可に係る事務や学校の施設業務等について見直しを検討し、教頭の負担軽減を図ります。

〈主な取組〉

○学校施設の使用許可に係る事務

年間10,000件以上の許可証発行事務の見直しを検討するとともに、一部の学校で導入している事務の一部委託の在り方についても検討します。

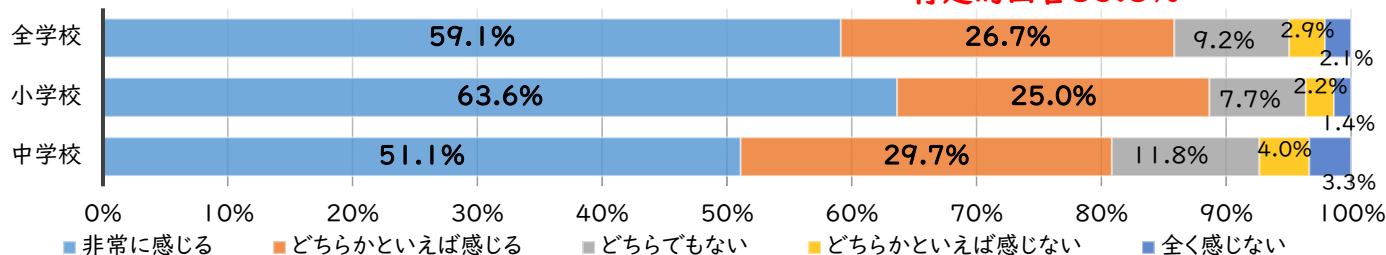
○学校施設業務の在り方の検討(再掲)

# スクールサポートスタッフ等による業務支援体制の充実

教職員の事務負担を軽減するための補助業務を行うことにより、教職員がこどもと向き合うための時間を十分確保し、こどもたちへの指導や教材研究等に注力できる体制を充実していきます。

## スクールサポートスタッフの配置による効果

肯定的回答85.8%



## スクールサポートスタッフの業務内容

小学校

中学校

- プリント印刷
- 配付準備
- 授業準備・片付け
- アンケート等集約
- 環境整備
- その他

- ①授業で使用する学習プリント等の印刷及び配布
- ②授業準備及び片付けの補助
- ③各種会議の資料の印刷や準備
- ④アンケートの集計等の補助
- ⑤学校図書館装備に関する作業
- ⑥教育活動を支える様々な補助業務(児童生徒の見守り・採点業務・ノートの丸付け等)
- ⑦その他校長が必要と認める業務

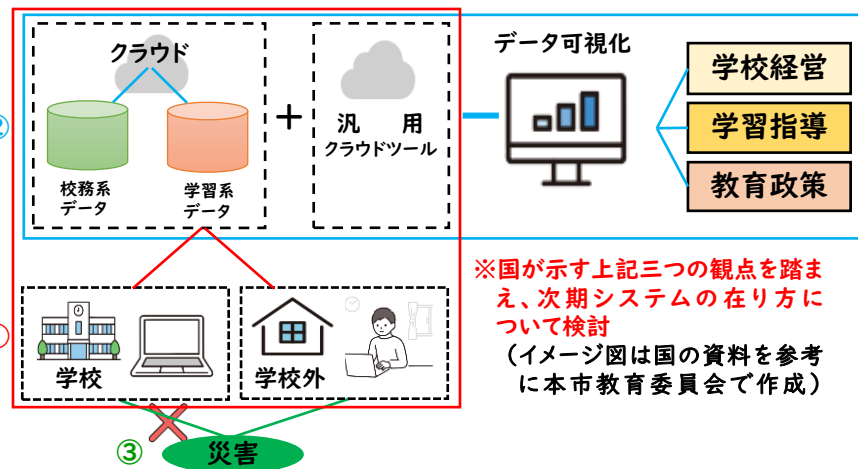
※⑤⑥は2026(令和8)年度から

## デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進による業務の効率化

### 次世代校務DXのイメージ

文部科学省:「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」では、実現に向けた三つの観点が示されています。

- ①働き方改革の観点    ②データ連携の観点    ③レジリエンスの観点

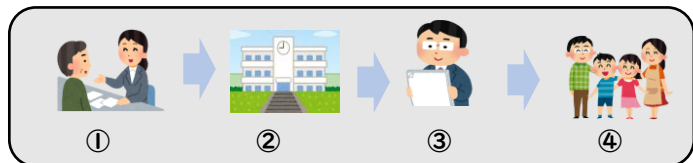


- ①・校務支援システム(教務管理/保健管理/学籍管理)と汎用のクラウドツールの積極的な活用により、教職員や校内・校外の学校関係者、教育委員会職員の負担軽減・コミュニケーションの迅速化や活性化が可能
- ・校務支援システムのクラウド化と教職員用端末の一台化を組み合わせることで、ロケーションフリーで校務系・学習系システムへ接続可能な環境を整備し、教職一人一人の事情に合わせた柔軟かつ安全な働き方が可能
- ②・データ連携が容易となることを踏まえ、各種データをダッシュボード機能により統合的に可視化し、学校経営・学習指導・教育政策の高度化を図ることが可能
- ・校務系・学習系システムを円滑に接続させることにより、それぞれのシステムが持つデータを低コスト・リアルタイムで連携させることが可能
- ③・学校の業務に関する主要なシステムをクラウド化することにより、大規模災害等が起きた場合にも業務の継続性を確保することが可能

## チラシ配布の電子化の検討

学校へのチラシ配布方法を紙媒体から電子媒体に変更することで、学校の負担軽減や紙資源の利用削減につなげていきます。

(本市の場合)



2024(令和6)年度実績・・・申請件数:約250件  
配布枚数:約100万枚

- ①チラシ配布の依頼申請  
申請者は教育委員会による承認を受ける
- ②学校へ配布  
申請者が仕分けして各学校へ配布
- ③児童生徒へ配布  
教職員を通じて児童生徒へ配布  
※校長判断により配布しない場合もある
- ④家庭へ閲覧

(他都市の場合)



- ①電子申請  
申請者はホームページ等からチラシ掲載申請を行い、教育委員会による承認を受ける
- ②専用サイト等に掲載
- ③教育委員会からお知らせ  
保護者との連絡システム等により周知案内
- ④スマートフォン等で閲覧

## 地域との協働 ～地域とつながる、安心を育む～

### (8) 学校運営協議会と地域協働による安全・安心な学校づくり

本プランに基づき、学校ごとに業務量管理と健康確保のための措置を定め、学校運営協議会の承認を得ることにより、働き方改革への理解と協力を求め、地域と学校が協働した学校づくりに取り組みます。

〈主な取組〉

#### ○業務量管理・健康確保措置の策定支援

本プランを勘案し、学校ごとの実情に応じた業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置が実施されるよう支援を行います。

#### ○登下校の見守りや夜間・休日の見回り

「こどもの安全見守りボランティア」の人員確保に努めるとともに、通学路安全マップを関係者と共有するなど地域と学校が連携した取組を推進することにより、児童生徒の事故等の未然防止の強化と教職員の勤務時間外の校外における安全指導の負担軽減を図ります。

夜間・休日等の見回りについては、大分市青少年健全育成連絡協議会等の関係団体と連携し、教職員の負担軽減への理解・協力を求めています。

### (9) 部活動改革と地域展開の推進

教職員の負担軽減と生徒の多様な活動機会の確保のため、部活動改革を進めています。部活動の地域展開を推進することにより持続可能な部活動の在り方を検討します。

〈主な取組〉

#### ○外部人材の活用

教員以外の部活動指導員、特別外部指導者等を配置し、専門的な指導を行うとともに、教員の負担軽減も図ります。

#### ○休日部活動の地域展開

国の方針等を踏まえ、休日部活動の地域展開について、2030（令和12）年度以降の実現に向けた検討を行います。

### (10) 児童生徒・家庭への支援体制の強化

不登校や家庭環境等の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを計画的に配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けるとともに、学校における教育相談体制の整備・充実を図ります。

〈主な取組〉

#### ○専門職としての資質向上

対応事案が複雑化・多様化していることから、研修内容を充実させるとともに、実務を通じた実践力の向上（OJT）を図ります。

#### ○医療的ケアが必要な児童生徒への対応

医療的ケアが必要な児童生徒に対し、宿泊を伴う校外学習などへの対応について、他都市の状況を踏まえ検討します。

### (11) 保護者や地域等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応

過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応については、学校や教職員を守り、教職員が教育活動に専念できる体制の整備を進めます。

# 学校運営協議会と地域協働による安全・安心な学校づくり

学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含め、地域や保護者と連携しながら働き方改革を推進します。

## 学校運営協議会

### 学校運営や必要な支援に関する協議



委員：15名以内（任期1年）

地域住民、保護者代表、学識経験のある者、地域コーディネーター、校区青少協や補導員代表等、学校運営に資する活動を行う者など

説明

承認

説明

意見

### 学校運営の基本方針

- ・教育目標
- ・経営方針
- ・教育課程の編成に関する事
- ・予算の編成に関する事
- ・業務量管理・健康確保措置の実施に関する事

令和8年度より追加

- ・学校運営（働き方改革）
- ・教育活動・学校評価 等



「学校経営計画表」や「学校評価」に本市の指標や学校の状況等を踏まえて設定

- (例)
- ・1月当たりの時間外在校等時間の平均時間30時間以内にする
  - ・1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教職員の割合を30%以内
  - ・年次有給休暇の年間の平均取得日数を15日以上にする
  - ・学校は働き方改革の取組を家庭や地域に情報発信している

保護者・地域住民等

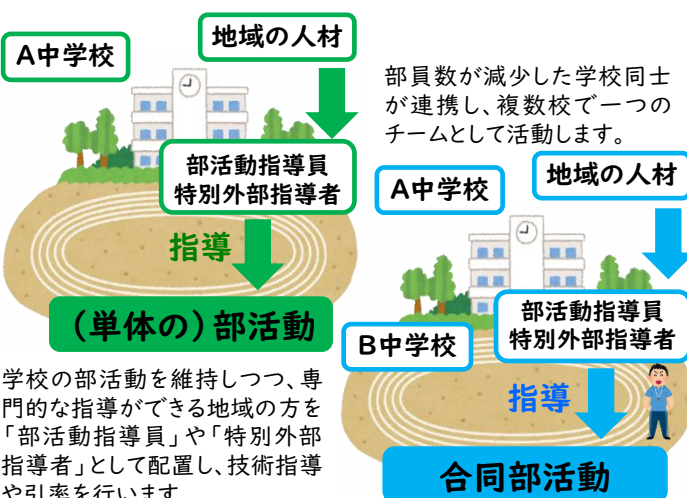


学校運営への必要な支援に対する理解と協力

積極的な情報発信  
学校運営への参画促進

## 部活動改革と地域展開の推進

### 【学校部活動の地域連携】



### 【地域展開後の地域クラブ活動】



## 児童生徒・家庭への支援体制の強化

### スクールソーシャルワーカー活用事業

不登校をはじめ、いじめ・暴力行為・児童虐待等、生徒指導上の課題への対応が求められる中、行政や関係機関等と連携した相談活動など包括的な支援を行うため、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を効果的に配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けるとともに、学校における教育相談体制の整備、充実を図ります。

### 専門職としての資質向上



SSWの研修の様子

### SSWの職務内容

- ①課題を抱える不登校児童生徒等が置かれた環境への働き掛け
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動

#### 連絡協議会

…校内における連携、効果的なケース会議 等

#### 教職員研修

…不登校を未然に防ぐ学級づくりの具体的方策 等

#### 配置前研修

…公務員倫理、生徒指導、ヤングケアラー 等

#### 全体研修

…発達障がいのあるこどもの行動観察 等

#### 事例検討等

…情報交換、就労支援施設見学 等

## 【単語の定義と年号の表記について】

本文によく出てくる単語の定義と年号の表記方法については以下のとおりです。

### よく出る単語

#### ・時間外在校等時間

在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間

#### ・教育職員

教育職員免許法第二条に規定する「主幹教諭」、「指導教諭」、「教諭」、「助教諭」、「養護教諭」、「養護助教諭」、「栄養教諭」、「主幹保育教諭」、「指導保育教諭」、「保育教諭」、「助保育教諭及び講師」のことで、上記を総称して教員としています。

本文では、国などの通知、法律上の文言などを引用する場合は「教育職員」とし、それ以外では原則「教員」として表記します。

#### ・教職員

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条に規定する「校長」、「教頭」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「助教諭」、「養護助教諭」、「講師」、「寄宿舍指導員」、「学校栄養職員」、「事務職員」のことです。

#### ・教員

教育公務員特例法第2条に規定する「公立学校の教授」、「准教授」、「助教」、「副校長」、「教頭」、「主幹教諭」、「指導教諭」、「教諭」、「助教諭」、「養護教諭」、「養護助教諭」、「栄養教諭」、「主幹保育教諭」、「指導保育教諭」、「助保育教諭及び講師」のことです。

#### ・教師

法的根拠はありませんが、学校において学問や知識を教えるだけでなく、こどもの人格形成や成長を導く者として、一般的に使用されている単語です。

### 年号の表記

本文中で年号を使用する場合は、原則「西暦」と「和暦」を併記しています。

ただし、統計データなどの引用や、表示スペースの関係により和暦のみを表記する場合もあります。

(例) 令和7年の場合 → 2025(令和7)年



# 大分市立学校における働き方改革推進プラン2030

---

2026(令和8)年3月発行

発行・編集 : 大分市教育委員会

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL : 097(578)7542

E-mail : gakkokyoiku3@city.oita.oita.jp

---